

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	13	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	24の3-3	不利益処分の種類	特定高圧ガス消費設備等の基準適合命令	
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (消費) 第24条の3 特定高圧ガス消費者は、消費(消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。)のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 特定高圧ガス消費者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って特定高圧ガスの消費をしなければならない。 3 <u>都道府県知事は、特定高圧ガス消費者の消費のための施設又は消費の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずることができる。</u>						
[参考条文] (1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第55条 (2) 液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号) 第53条						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定